

## 「安全管理者、衛生管理者、職長能力向上教育」開催のご案内

島根労働基準協会では、労働安全衛生法 19 条の 2 第 2 項に基づく「労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」に沿った教育を実施しており、今年度も下記のとおり実施を予定しておりますが、近年、参加者が減少しており、昨年度も開催中止を余儀なくされた教育もございます。指針では法改正や、技術水準の進展などに対応するため、**概ね 5 年ごと、又は機械設備等に大幅な更新があった場合に受講することとされております。**今後の継続的な開催のため、より多くの参加をいただきますようご案内申し上げます。

### 記

- 1 「安全管理者能力向上教育」（定員：60 名）
  - (1) 日 時 令和 4 年 10 月 21 日（終了しました）
  - (2) 会 場 島根労働基準協会（松江市学園 1 丁目 5 番 3 5 号）
  
- 2 「衛生管理者能力向上教育」（定員：60 名）
  - (1) 日 時 令和 5 年 1 月 17 日、18 日（[案内状・申込書はコチラをクリック](#)）
  - (2) 会 場 島根労働基準協会（松江市学園 1 丁目 5 番 3 5 号）
  
- 3 「職長等能力向上教育」（定員：35 名）
  - (1) 日 時 令和 4 年 10 月 25 日（終了しました）
  - (2) 会 場 島根県トラック協会西部研修会館（浜田市下府町 327-114）
  
- 4 「職長等能力向上教育」（定員：60 名）
  - (1) 日 時 令和 4 年 11 月 29 日（終了しました）
  - (2) 会 場 島根労働基準協会（松江市学園 1 丁目 5 番 3 5 号）
  
- 5 申込方法 ホームページにある受講申込書により申し込みください